

平成31年4月9日

江南市水道事業

江南市長 澤田 和延 様

江南市水道事業経営審議会

会長 横山 幸司



江南市水道事業の経営の見通しとあり方について (答申)

平成30年7月2日付け30江水第96号で諮問されましたこのことについて、当審議会において慎重に審議した結果、別添のとおり答申します。

江南市水道事業の経営の見通しとあり方について

答申書

平成31年4月9日

江南市水道事業経営審議会

【目次】

はじめに	2
答申	3
1. 江南市水道事業の経営環境について	4
(1) 水需要の見通し	
(2) 施設・管路整備の見通し	
(3) 自己水源の見通し	
(4) 経営状況の見通し	
2. 投資に対する財源確保のあり方	6
3. 水道料金のあり方	7
(1) 料金改定の時期	
(2) 料金算定の期間	
(3) 料金体系	
(4) 改定率	
4. 江南市水道事業経営への提言	9
(1) 広域化や広域連携の取り組み強化	
(2) 公民連携による取り組み	
(3) 新技術の活用	
(4) 情報の提供	
おわりに	11

はじめに

水道事業については、平成 25 年 3 月に「新水道ビジョン」において水道の理想像として「安全・強靱・持続」が明示され、清浄にして豊富低廉な水の安定供給に加えて、より安全でおいしい水の安定供給や危機管理体制の充実など、生活や経済活動に欠かすことが出来ないライフラインとして、その理想像を具現化するため、当面の間に取り組むべき事項と方策が提示された。

また、平成 26 年 8 月には公営企業が住民の日常生活に欠くことのできない重要なサービスを提供する役割を果たしていることから、将来にわたりサービスの提供を安定的に継続することが可能となるように、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定することが要請された。

さらに、平成 30 年 12 月には「水道法の一部を改正する法律」が国会での審議を経て可決・成立し、水道事業の直面する課題に対応するための「水道の基盤強化」について求められた。

江南市水道事業では、今後の急速な人口減少に伴う水需要の減少が懸念される中で、創設から 40 年以上が経過し、施設等の老朽化や耐震化などに対応するための更新が必要となっている。

このような状況の下で、平成 30 年 7 月 2 日に江南市長から「江南市水道事業の経営の見通しとあり方について」の諮問を受けた江南市水道事業経営審議会では、江南市水道事業の現状及び将来の見通しなどに関する様々な資料に基づいて、慎重な審議を重ね、ここに結論を得たので次のとおり答申する。

答申

江南市水道事業の経営の見通しとあり方について審議した結果、今後も安全な水の安定供給を持続するため、実施しなければならない投資（施設及び管路の耐震化や更新）を計画的に推進し、その財源を確保するためには、コスト縮減などの経営努力を継続するとともに、水道料金の最適化や企業債の発行による資金調達が必要であると判断した。

水道料金の最適化については、将来にわたり安定的な経営が可能となり、水道事業の基盤強化、及び水道事業の持続に資することができる料金体系を構築するとともに、世代間を含めた使用者の負担の公平性などにも配慮することが必要である。

1. 江南市水道事業の経営環境について

(1) 水需要の見通し

江南市の総人口は減少に転じており、江南市水道事業の給水人口は増加傾向にあるものの、最新の推計結果（平成 27 年国勢調査に基づく平成 30 年推計）により試算すると、給水人口は減少に転じることが予測された。

有収水量については、すでに減少傾向で推移しており、この傾向はさらに継続すると予測され、給水人口の推計結果を反映した 20 年間にわたる試算では、水需要は低下し、それに伴い給水収益も減少する見通しである。

(2) 施設・管路整備の見通し

今後 20 年間にわたる投資の見通しは、平成 31 年度以降の 10 年間で年平均 9 億円程度の投資が必要であり、その後の 10 年間では年平均 8 億円程度の投資が必要であると示された。

平成 28 年度から実施している「水源施設更新及び耐震化事業」は平成 31 年度に完了する予定となっているが、平成 26 年度から開始した「基幹管路更新事業」やこれまで継続的に実施されてきた「配水管改良事業」、「設備更新事業」などについては、持続可能な水道事業や、水道事業に求められた基盤強化を実現するため、継続的に実施しなければならない。特に、「基幹管路更新事業」については、平成 29 年度の水道統計調査において基幹管路の耐震化率、耐震適合率ともに 1.4%と非常に低い数値となっていることから、「第 1 次基幹管路更新計画」に基づき、計画的に推進する必要がある。

(3) 自己水源の見通し

平成 29 年度決算では 1 日当たり平均 17,193m³の地下水を揚水しているが、「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」により、平成 38 年度までに 1 日当たり 12,800m³の揚水量とする必要がある。今後、段階的に揚水量を減少させる中で、不足する原水を愛知県営水道用水供給事業から購入することとなり、給水原価は上昇する見通しである。

(4) 経営状況の見通し

平成 17 年 3 月に示された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」による江南市の「集中改革プラン」の取り組みとして、民間委託・民営化の推進、組織の見直し、定員管理の適正化、事務事業の改革などのコスト削減を継続しており、近隣の同規模事業体と職員 1 人当たりの給水人口、有収水量、営業収益などの経営指標で比較すると、良好な値を示していることから、効率的な事業経営に努めていることが確認できた。

また、水道料金については、消費税及び地方消費税の税率改定に伴う改定を除くと、経営努力を重ねる中で健全な経営を維持しており、平成 12 年度から約 20 年の間、料金改定が行われておらず、平成 28 年度決算においての口径 13mm、一般家庭用、ひと月 10m³ 使用時の比較では、県内 43 事業体のうち 8 番目に安いことが確認できた。

今後は、これまで以上に厳しい経営となる見通しであることから、水道事業の基盤強化に向けての更なる取り組みが必要である。

2. 投資に対する財源確保のあり方

法定耐用年数等に基づく投資試算と、現在の収支に基づく財政収支の結果から、新たな経営的施策を実施しない場合には、水道事業の存続が困難となることが明らかとなったことから、必要となる更新需要等に対する財源確保が必要であると判断した。

投資試算における投資は、現在の水道を次世代に引き継ぐための投資であることから、企業債により資金調達することも可能であるが、企業債ですべてを賄うと次世代に莫大な負債を残すことになり、将来的に多額の企業債を返済するための料金改定が必要となる。その一方で、これまでの投資において、現在もなお企業債残高を有し、返済している江南市水道事業が、投資試算に対する財源を水道料金の体系の見直しと料金改定のみで賄うと、現役世代への急激な負担増となってしまうことも明らかである。

このことから、施設等のダウンサイジングや統廃合、長寿命化された製品の採用や延命化など、投資の平準化を含む合理的な考えに基づいた投資の見直しや、経費縮減などの経営努力を前提として、企業債の発行と水道料金の最適化を組み合わせた（現役世代の負担と次世代の負担のバランスなど）財源の確保が必要であると判断した。

江南市水道事業の安定経営の管理指標として、水道料金等で維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかの指標である「経常収支比率」及び給水に係る費用がどの程度給水収益で賄えているかの指標である「料金回収率」を、100%以上確保し続けること、恒常的に発生する支出に加え、災害への備えとして10億円程度の資金残高を確保すること、及び企業債の残高を全国の水業事業者の平均数値を参考に、「企業債残高対給水収益比率」を300%未満と定め計画することについて、妥当であると判断した。

なお、水道料金は単に既存の施設による給水のための原価を賄うだけでは十分ではなく、施設の建設、改良、再構築が可能であるように財政的基盤の強化を図りうるものでなければならないとする「水道料金算定要領」と、その具体的な手順を示した「水道料金改定業務の手引き」について、これを支持する。

3. 水道料金のあり方

現在の料金体系は、基本料金は用途別、従量料金は逡増制となっているが、企業債の発行による世代間の負担の平準化とともに料金体系の見直し、及び料金改定による収益基盤の強化が必要である。施設等の老朽化や耐震化などの対策を確実に実施し、将来の江南市水道事業の安定経営が可能となる水道料金のあり方について、次のとおり判断した。

(1) 料金改定の時期

料金の改定の時期が遅れると、その反動が大きくなることから、料金の改定が必要であることが明らかである以上は、出来るだけ早期に実施することが望ましいが、使用者への周知期間を設ける必要もあることから、平成 32 年 4 月が適当である。

(2) 料金算定の期間

水道料金は、使用者の日常生活に密着しており、できるだけ長期にわたり安定的に維持されることが望ましいことから、段階的な料金改定ではなく中長期にわたる将来を見据えた料金改定を求める意見も出たところではあるが、水道料金算定要領の算定期間としては3年～5年を基準としていることから、江南市水道事業では、その最長となる5年間で算定するものとし、算定を上回る物価の変動や事業計画の変更などにより緊急的な対応が必要となる場合には、算定期間中であっても見直しをすることが妥当である。

(3) 料金体系

水道料金は、水の使用量に関わらず、いつでも安全でおいしい水を供給できる体制を維持するために、固定的にかかる経費として負担する基本料金と、水の使用量に応じて必要となる経費を負担する従量料金から構成される二部料金制を採用している。

また、用途により基本料金と従量料金の異なる用途別料金体系、使用量が多くなると1 m³当たりの単価が段階的に高くなる逡増型の従量料金となっているが、時代に即した料金体系となるよう最適化を図る必要がある。

I 基本料金

水道料金として回収すべき費用の大部分は固定費（有収水量の変動にかかわらず必要となる費用）であり、基本料金によりこの費用を賄うことが可能であれば、有収水量の減少に対しても、安定的な事業継続が可能となるが、固定費の配分比率を高めると使用する水量の少ない、一般家庭などでの水道料金が高額になることから、配慮が必要である。

また、固定費の配分に際しては、実際の使用可能水量に影響するメーター口径に応じた負担となる口径別の基本料金に移行することが妥当である。

なお、現在の基本料金には、ひと月当たり 5 m³ の水を基本水量として含んでいるが、基本水量の範囲内での使用については料金が一律となることから、負担の公平性に鑑み、基本水量は廃止とすることが妥当である。

II 従量料金

水需要が増大する拡張期においては水源の確保や節水が求められたことなどから、水源の確保に必要となる投資や使用水量を抑制するために、使用水量の増加に伴い単価が高額となる逡増型が採用されてきたものであると推測されるが、水の本質的な原価は、使用した水量の多寡にかかわらず一定であると考えられており、均一の料金とすることが適当である。水需要が低迷する現在にあっては、固定費や需要家費の按分や変動費に及ぼすスケールメリットなどを考慮し、逡減型の料金体系を採用する事業者も存在している。

江南市水道事業は逡増型の料金体系を採用しているが、真に均一となる料金体系や、逡減型となる体系に変更することは、水道料金の急激な変動を伴い使用者に与える影響が大き過ぎるものであることから、段階的に逡増度を緩和していくことが妥当である。

(4) 改定率

急激な水道料金の変動が使用者に与える影響を鑑み、料金の算定期間における平均改定率は最大でも 20%程度とすること。

4. 江南市水道事業経営への提言

これまでも効率的な事業運営に努めて、コスト縮減に取り組んでいると評価するが、更なる効率化や使用者の利益を最大化するため、水道料金の最適化（料金改定と料金体系の見直し）により使用者への負担を求めるだけでなく、経営の効率化に向けた不断の努力と計画的な建設、改良、再構築の実施が不可欠であり、そのためには実情に対応し、中長期的な視野に立った経営を推進する必要があることから、江南市水道事業の取り組むべき事項について、次のとおり提言する。

（1）広域化や広域連携の取り組み強化

小規模水道事業の広域化として平成 26 年度までに市内に点在していた簡易水道事業の統合を完了し、平成 25 年度より愛知県水道広域化研究会議の構成事業体として、更なる水道広域化に向けた様々な検討を進めている。

平成 30 年に成立した水道法の改正を受け、県を中心としてこれまで以上に具体的な取り組みが求められている中で、他の水道事業と江南市水道事業の状況を正しく把握し、水道事業に精通した技術・財務などの専門性を有する人材の確保・育成を図るとともに、施設の共同化・共同管理、維持管理業務の共同化について、地域に応じた事務の効率化も実現することが出来るよう検討を進め、水道の基盤強化に繋がるように努めること。

（2）公民連携による取り組み

民間企業の有する専門的なノウハウの活用としては、平成 14 年度より水質検査業務、平成 18 年度より水道料金等取扱業務、平成 22 年度より配水場運転管理業務を委託するなど、業務の委託を進めるとともに、給・配水管情報管理システムや企業会計システムなどの電算システムを導入し、経営の効率化に努めている。

平成 30 年に成立した水道法の改正では、水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者を設定することが可能となっているが、運営権を設定するに際しては、公営企業の事業執行体制の確立や、技術の継承など人的資源確保の視点から新たな形での取り組みが必須となる。

江南市水道事業では、委託業務の内容とその効果について再度確認し、水道利用者の利益に繋がる場合は、更なる公民連携を進めること。

(3) 新技術の活用

新技術の導入については、メリットとデメリットを比較検討しながら慎重に採用することとし、自動検針によるコスト縮減や漏水情報の収集など間接的なコスト縮減にも寄与することが期待されているスマートメーターや、利便性の向上が見込まれる新たな決済方法等の導入について検討をすること。

(4) 情報の提供

水道事業は、地方公営企業法に従い原則として独立採算により運営される事業であり、水道は、利用者にとってなくてはならない重要なライフラインである。

水道事業が健全に継続するために必要となる財源を、水道料金の改定により確保する場合には、その目的、影響、今後の見通しなどについての説明を十分に行うとともに、料金体系の抜本的な見直しに際しては、使用状況によって平均改定率を上回る負担となる場合があることから、適切な広報活動を行うこと。

また、決算状況や事業の進捗状況のみでなく、他事業体との比較ができる情報を発信し、利用者の理解や満足度が高まるように努めること。

おわりに

江南市水道事業経営審議会において審議を重ねた結果を、答申として取りまとめた。

今回の答申は、安全な水の安定供給の持続への第一歩として、水道施設の耐震化及び更新、並びに水道料金の最適化による、水道事業の基盤強化の方向性を示したものである。

しかしながら、次の一歩をどのように踏み出すかは、今後の経営環境を見極めながら、その時代に合ったものになるように継続的な検討が必要である。

この答申で示した「江南市水道事業の経営の見通しとあり方」が今後の健全な経営の維持に寄与し、江南市水道事業を次世代に引き継ぐことができるよう希望する。

江南市水道事業経営審議会委員名簿

役職等	氏 名	選 任 の 区 分
会長	横山 幸司	学識経験者 滋賀大学社会連携研究センター教授
副会長	尾関 昭	市議会議員
委員	福田 三千男	市議会議員
委員	今井 節子	団体代表 消費者団体「仲良し会」
委員	浅野 敏夫	団体代表 江南商工会議所
委員	小川 隆史	団体代表 愛知北農業協同組合
委員	樋口 隆久	団体代表 中部電力(株)電力ネットワークカンパニー 小牧営業所
委員	奥村 真也	学識経験者 税理士
委員	大西 信二	公募委員
委員	鹿島 クミ子	公募委員

平成 30 年度江南市水道事業経営審議会 開催概要

回数	開催日	主な議題
第1回	平成 30 年 7 月 2 日 (月)	江南市水道事業経営戦略策定について 公営企業会計について 江南市水道事業の概況 水道料金について
第2回	平成 30 年 8 月 3 日 (金)	施設整備について 事業経営について 投資試算と財源試算について
第3回	平成 30 年 10 月 3 日 (水)	水需要予測について 投資計画について 財政収支見通しについて 今後の方向性について
第4回	平成 30 年 11 月 5 日 (月)	水道料金の方向性について 水道料金算定の概要について 水道料金の動向について 水道料金改定案について
第5回	平成 31 年 1 月 9 日 (水)	改正水道法の概要について 水使用の実態について これまでの取り組みについて 水道料金改定案について 水道料金改定案の比較について 江南市水道事業経営戦略策定について
第6回	平成 31 年 2 月 12 日 (火)	これまでの取り組みについて 答申案について 経営戦略案について